

令和4年度事業計画書

公益財団法人 千葉市防災普及公社

第1 事業計画の概要

新型コロナウイルス感染症も新たな変異株が流行し、未だに収束が見えない情勢である。このような中においても全国各地で豪雨被害や地震が相次ぐなど、災害対策の必要性は増すばかりである。

近年の災害は多様化、広域化、激甚化が顕著となっており、また首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生も危惧されているところである。当公社は、これらを踏まえて、従来から継続しているソーシャルディスタンスをはじめとする感染対策を徹底するとともに、各種事業の実施手法に創意工夫を加えながら事業の展開を図ることで、市民生活の安全・安心に結び付く重要な役割を果たしていく。

公益目的事業においては、各種体験や講習について、これまでの実施場所に加え市内の各種公共施設等への拡充を進め、より多くの市民に参加してもらえるように事業の充実を図る。

また、収益事業においては、積極的に販路の拡大を図り、非常食をはじめとした家庭向けの防災物品のほか、住宅用防災機器及び自主防災会向けの防災資機材を販売するとともに、老朽化した消火器の回収を実施し、災害に対する万全な備えを推進する。

第2 事業計画の内容

1 防火防災思想及び応急手当の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

市民の防災意識を高め、災害に対する知識及び技術の普及を行い被害の軽減を図るため、自治会や自主防災会、事業所等の要請に応じて訓練等体験指導を実施する。

過去に発生した大地震や今後発生が予測される大地震、VR(Virtual Reality)映像を組み合わせた地震が体験可能な防災普及車とあわせて、煙体験ハウスや訓練用水消火器、天ぷら油の発火実験装置等の装備品を積極的に活用し、訓練の実効性を高める。

また、市民に無料で貸出している各種防災関連DVD(ビデオ)については、家庭や自治会、事業所等の対象に沿った作品を提案する等、積極的な活用を推進するとともに、新たな作品を追加しラインナップの充実を図る。

さらに、公社主体のイベントとして、小学生とその保護者を対象とした「おやこで学ぶ防災体験」のほか、各区の公共施設等と連携し、地域住民に対して自助・共助の重要性を啓発する「地域で守る！防災体験」や、市民がその場ですぐに参加できる「気軽に防災体験」を、イベントの趣旨や会場に応じ地震体験をはじめ種々の内容を盛り

込み開催する。

ア 防火防災訓練等体験指導

回数 280回

(ア) 防災普及車による地震体験

回数 270回

(イ) 防災普及車装備品等の活用

a 消火器取扱要領

回数 100回

b 天ぷら油発火実験

回数 50回

c 応急手当要領

回数 40回

d 防災講話

回数 40回

e 煙体験

回数 130回

f 119番通報体験

回数 40回

(ウ) 防災普及車装備品の貸出

件数 100回

イ 防災啓発DVD及びビデオの貸出

件数 150件

本数 300本

ウ 啓蒙物品の作成・配布

エ 防災イベントの実施

(ア) おやこで学ぶ防災体験（地震・煙体験、消火器取扱要領、防災クイズ等）

回数 1回

(イ) 地域で守る！防災体験（地震・煙体験、消火器取扱要領、防災講話等）

回数 2回

(ウ) 気軽に防災体験（地震・煙体験、消火器取扱要領等）

回数 随時

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

行政機関が行うイベント等に積極的に参加し、防災物品の展示や防災体験に参加できるブースを設ける等、一人でも多くの市民の防災意識の高揚を図る支援協力を行う。

また、市民が行った初期消火活動や救助活動及び救命に寄与した等の案件に対し、その功績を称え褒賞するため、消防の表彰に合わせて記念品を授与するほか、異常気象及び地震等が発生した場合における応急対策用の備蓄食糧や資機材等を整備する。

ア イベント等への支援協力

(ア) 九都県市合同防災訓練

- (イ) 千葉市消防出初式
- (ウ) その他
- イ 市民への表彰に伴う記念品の授与
 - (ア) 個人表彰
 - (イ) 団体表彰
- (3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業
 - ア 防火管理体制の教育指導講習
 - 消防法に基づく自衛消防業務講習及び防火対象物点検資格者講習を実施する。
 - (ア) 自衛消防業務新規講習
 - a 回数 16回
 - b 修了見込者数 年 480人 (定員 480人)
 - (イ) 自衛消防業務再講習
 - a 回数 10回
 - b 修了見込者数 年 360人 (定員 360人)
 - (ウ) 防火対象物点検資格者講習
 - a 回数 1回
 - b 受講見込者数 年 35人 (定員 35人)
 - (エ) 防火対象物点検資格者再講習
 - a 回数 1回
 - b 修了見込者数 年 70人 (定員 70人)
 - イ 防火管理講習等
 - 消防法に基づく防火管理講習や防災管理講習、千葉市火災予防条例に基づく防火管理者等実務講習及び自衛消防技術講習を実施する。このうち甲種防火管理再講習並びに防火管理者等実務講習は今年度から同時開催とし、市民の利便性向上を図る。あわせて、受講者に対して防火管理講習等用教材の頒布を行う。
 - (ア) 防火管理新規講習 (甲乙併催)
 - a 回数 15回
 - b 修了見込者数 年 1,875人 (定員 1,890人)
 - (イ) 甲種防火管理再講習、防火管理者等実務講習 (同時開催)
 - a 回数 7回
 - b 修了見込者数 年 875人 (定員 882人)
 - (ウ) 防災管理新規講習
 - a 回数 2回
 - b 修了見込者数 年 250人 (定員 252人)
 - (エ) 防火・防災管理新規講習
 - a 回数 3回
 - b 修了見込者数 年 375人 (定員 378人)
 - (オ) 防火・防災管理再講習
 - a 回数 2回

b 修了見込者数 年 250 人（定員 252 人）

(カ) 自衛消防技術講習

a 回数 2 回

b 修了見込者数 年 36 人（定員 36 人）

ウ 防災実務研修

事業所等において災害が発生した場合に、その被害を最小限にとどめるための消火や通報、避難等の要領について、実際の設備を活用しながら技能を習得する防災実務研修を開催する。

(ア) 回数 6 回

(イ) 受講者数 年 144 人

(4) 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

ア 救命講習

各種救命講習を開催し、突然のけがや病気に見舞われた傷病者に対して、一人でも多くの市民が適切に行動し、救命や社会復帰に導くことができるよう心肺蘇生法を中心とした救命処置等の知識、技術の普及を行う。会場を設けて受講希望者を公募して開催するほか、依頼に応じて団体のもとへ出張し実施する。また、市民にとってより身近な場で受講できるよう各区の公共施設等と連携を図り、講習会場の拡充を推進する。

(ア) 普通救命講習Ⅰ（出張）

a 回数 214 回

b 受講者数 年 4,280 人

(イ) 普通救命講習Ⅰ（公募）

a 回数 100 回

b 受講者数 年 1,240 人

(ウ) 普通救命講習Ⅲ（出張）

a 回数 40 回

b 受講者数 年 800 人

(エ) 普通救命講習Ⅲ（公募）

a 回数 4 回

b 受講者数 年 80 人

(カ) 応急手当 WEB 講習（出張）

a 回数 30 回

b 受講者数 年 450 人

(キ) 応急手当 WEB 講習（公募）

a 回数 12 回

b 受講者数 年 60 人

(ク) 上級救命講習

a 回数 18 回

b 受講者数 年 540 人

(ク) 上級救命再講習

- a 回数 22回
- b 受講者数 年440人

(ケ) その他の救命講習

イ 応急手当の普及

三角巾を用いた外傷処置等のファーストエイドに特化した「けがの手当教室」並びに、乳児に対する救命処置を短時間で習得可能な「パパ&ママ救命教室」を実施する。

(ア) けがの手当教室

- a 回数 3回
- b 受講者数 年45人

(イ) パパ&ママ救命教室

- a 回数 10回
- b 受講者数 年52組(104人)

2 防災物品等の普及促進に関する事業

住宅火災や自然災害による被害を軽減するため、備えの必要性を広く周知し、家庭向けの住宅用消火器や非常食をはじめとする各種防災物品、自主防災会向けの防災資機材を販売するとともに、廃消火器リサイクルシステムの特定窓口として家庭にある老朽化した消火器の回収を実施する。非常食や保存水等を組み合わせたオリジナルのセット販売等、販売手法を工夫するほか、イベント開催時においても防災物品等に関する周知や現地販売といった積極的な普及販売に取り組む。

そのほか、救命講習会場等において応急処置用品等の販売を行う。

(1) 住宅用消火器

- ア 販売見込数 300本
- イ 回収見込数 200本

(2) 防災物品

保存水、アルファ米等

(3) 防災資機材

テント付簡易便所、ヘルメット等

(4) 応急処置用品

人工呼吸用感染防護具、三角巾等

3 運営管理

法令及び定款の規定に基づき、公益法人としての適切な運営管理を継続する。

(1) 評議員会及び理事会の開催

(2) 監事による監査の実施

- ア 期中監査
- イ 期末監査